

特許法等の一部を改正する法律について

平成15年5月
経済産業省
特許庁

1. 法律改正の目的

「知的財産戦略大綱」(平成14年7月決定)実施のため、以下の改正を行う。

「出願者間の費用負担不均衡の是正」と「適正な審査請求行動の促進」を図る観点から特許関連料金を改定

特許に係る「紛争の迅速かつ的確な解決」のため紛争処理制度を合理化

「国際的権利取得の円滑化」の観点から特許出願・審査制度を国際的に調和

2. 法律改正の概要

1. 特許関連料金制度の改正

(1) 戦略的な特許取得を奨励する料金体系への移行

審査に係る経費を勘案しつつ、出願人間のコスト負担の不均衡を是正するとともに、適正な審査請求行動の促進を図るため、出願手数料と特許料を減額、審査請求手数料を増額し、同時に特許一件当たりの総費用を軽減することにより、出願人の戦略的な取組に対するインセンティブの強化を図る。

(2) 審査請求手数料返還制度の導入

審査請求後、権利取得の必要性が低下した出願を取り下げた場合、請求により審査請求手数料の一部を返還する制度を導入し、出願人が費用を節減する機会を提供する。

(3) 減免措置の見直し

産業技術力強化の観点から、特許料・審査請求手数料の軽減措置の対象に地方公共団体の試験研究機関等を追加。また、減免措置の対象者が権利を共有する場合、その持分に応じて各自の減免措置の適用を受けるよう規定を整備する。

2．特許権に関する迅速かつ的確な紛争処理の実現

(1) 特許の有効性を争う紛争処理制度の一本化

特許の有効性を争う制度として併設されている異議申立制度と無効審判制度を新たな無効審判制度に統合・一本化し、紛争解決の短縮化、当事者負担の軽減を図る。

(2) 特許の有効性を争う事件の迅速な解決

無効審判の審決をめぐり、特許庁と東京高裁の間で事件が行き来する状況を合理的に遮断することにより紛争の迅速な解決を図る。

3．国際的権利取得の円滑化

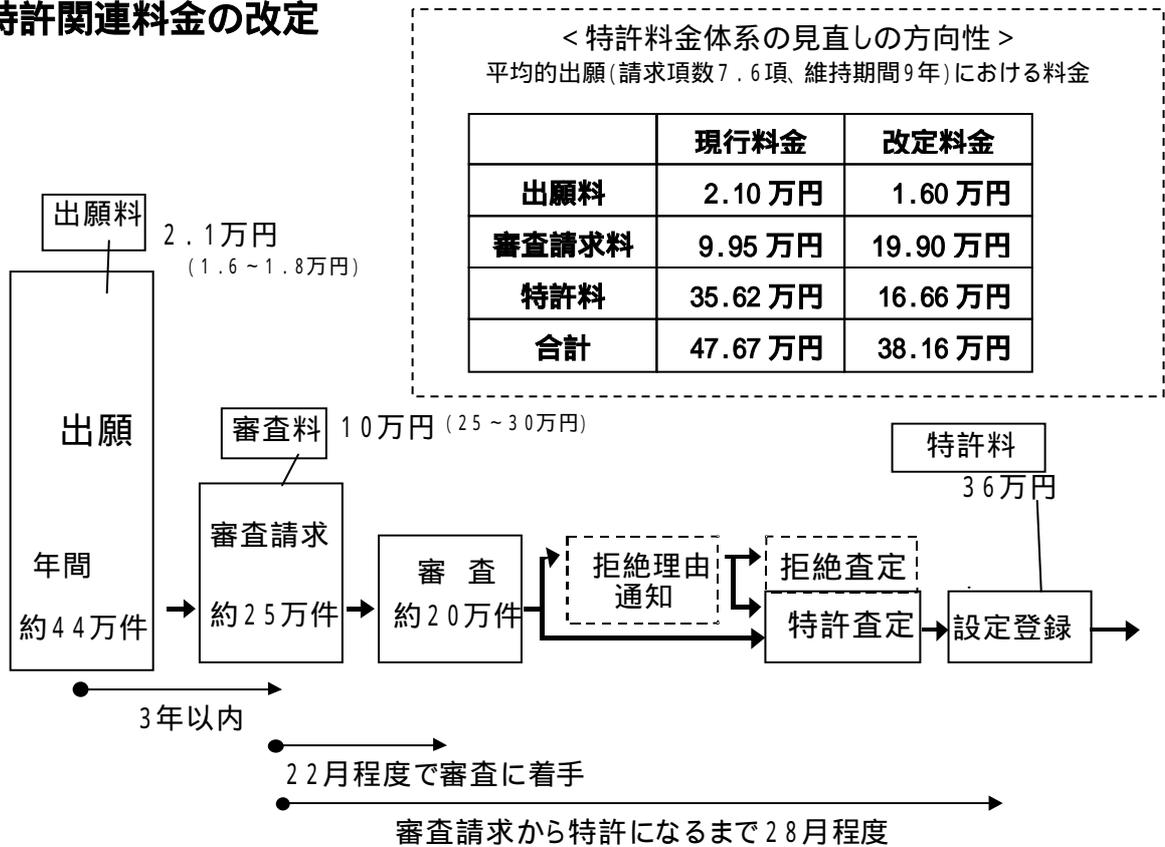
国際的権利取得に係る出願人の負担を軽減し、その円滑化を図るため、複数の発明を一通の願書にまとめて出願できる要件（発明の単一性の要件）を国際的に調和させるとともに、国際特許出願について自動的に全締約国に出願したとみなす制度を導入。

3．今通常国会に提出する必要性

本法律案は、「知的財産戦略大綱」（平成14年7月3日知的財産戦略会議決定）において、「知的財産立国」の実現に向け、今通常国会への提出が明記されている事項を含む。したがって、本法律案の早期の成立が必要。

1. 特許関連料金制度の改正

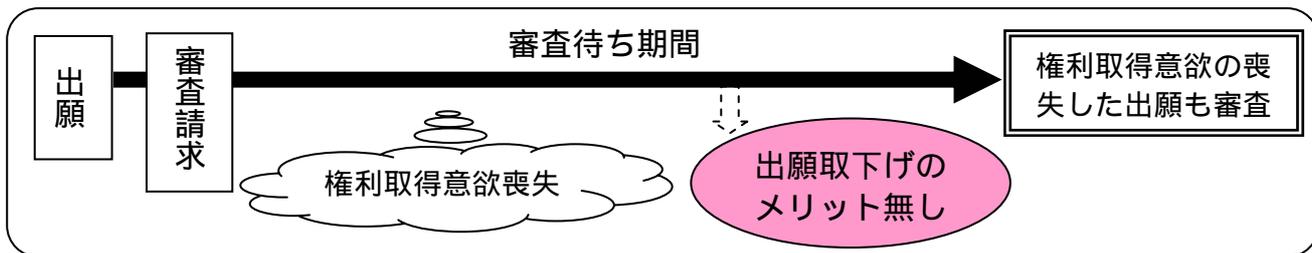
(1) 特許関連料金の改定



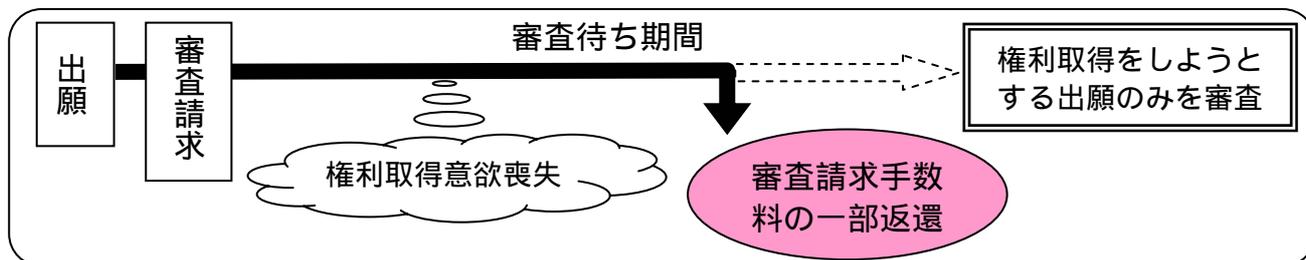
(注) 金額は特許1件当たりの平均的ケース [()内は実際にかかる費用を試算]

(2) 審査請求手数料返還制度の導入

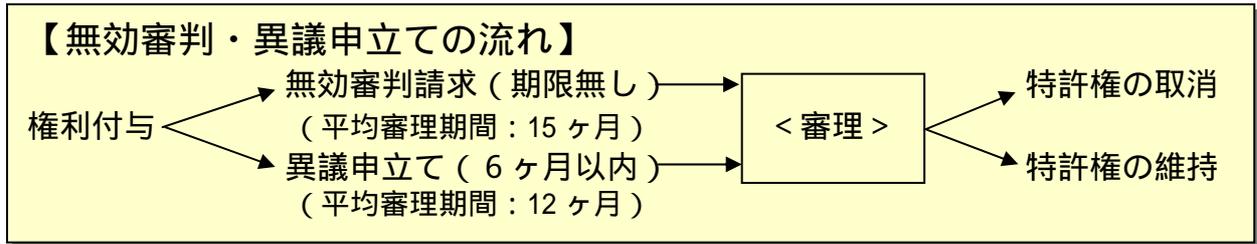
現行 審査待ちの期間に出願を取り下げても、既納の審査請求手数料は返還されない。



改正後 審査待ちの期間に出願を取り下げた場合、請求により審査請求手数料の返還制度の導入。

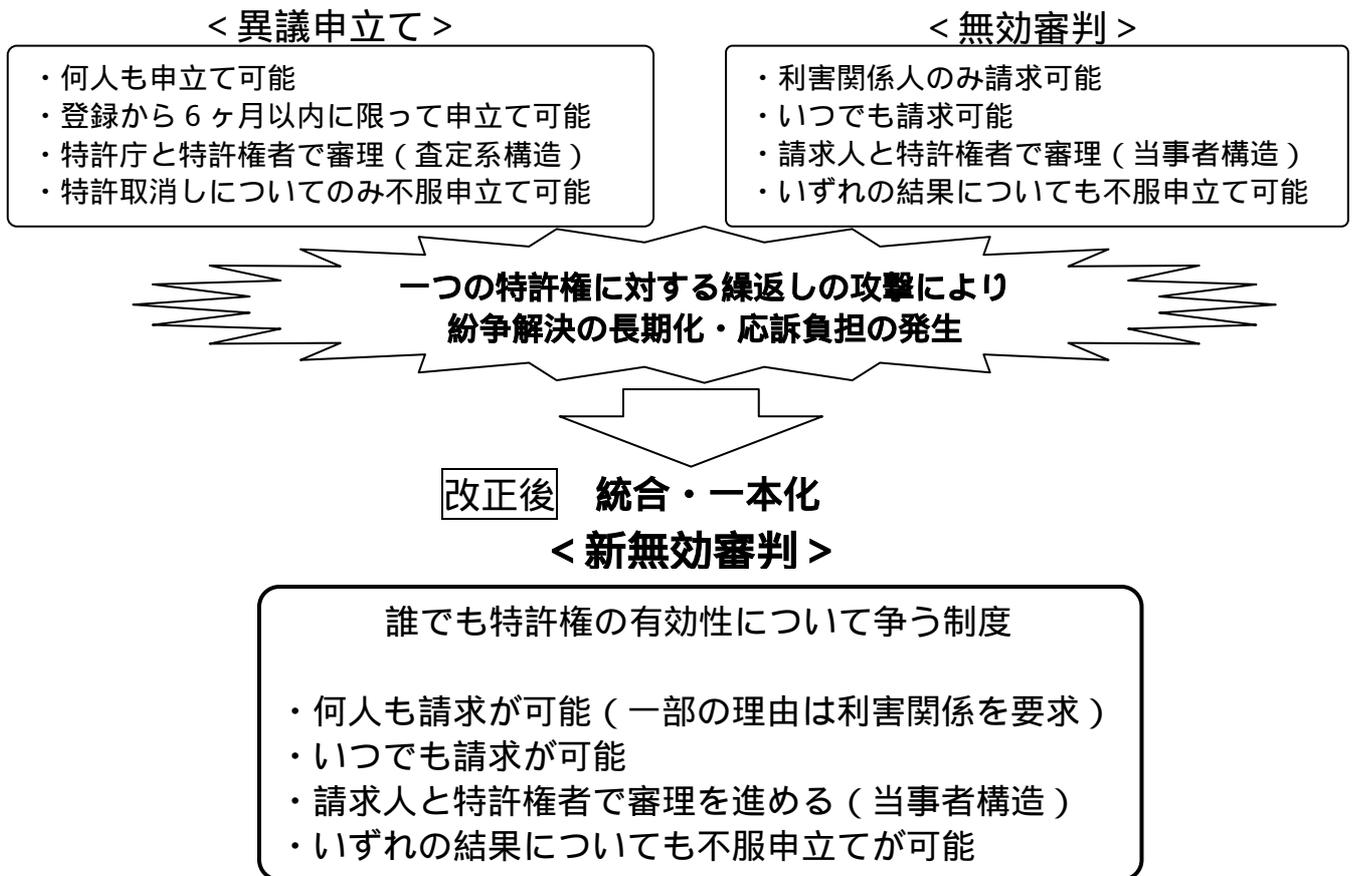


2. 迅速かつ的確な紛争処理の実現



（1）特許権の有効性を争う紛争処理制度の一本化

現行 特許庁において特許の有効性を争う制度が2つ存在



無効審判についてのその他の改正

攻撃・防御の機会の適正な確保

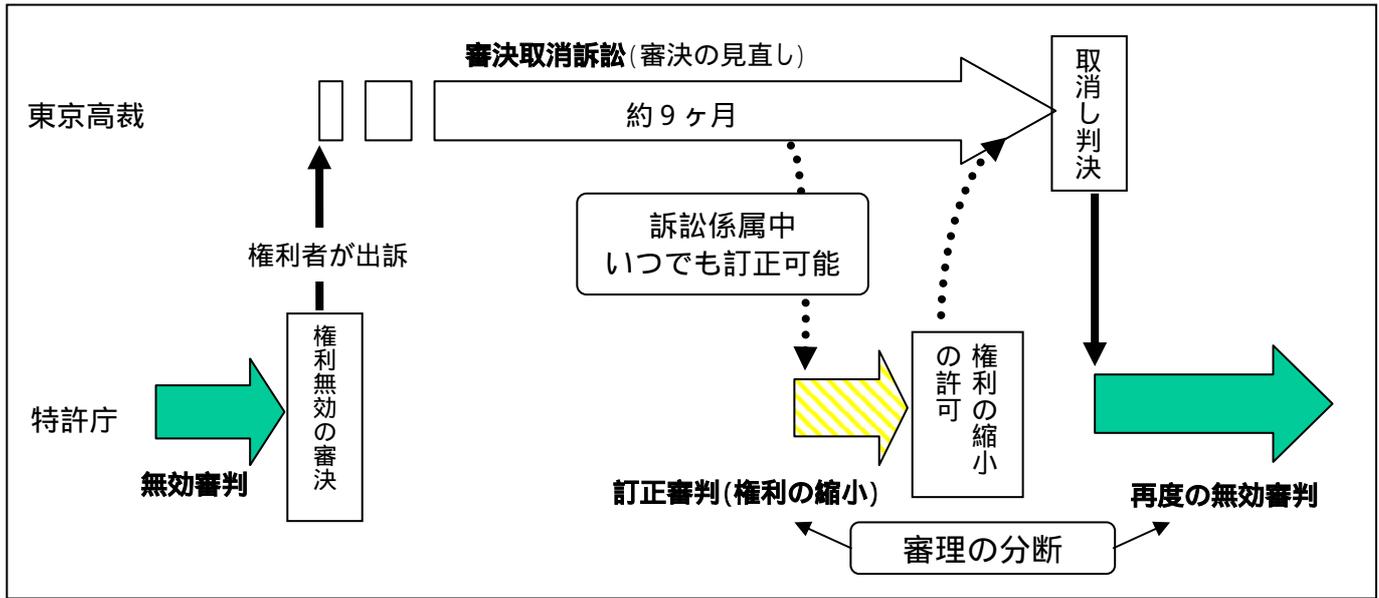
・ 新たな無効審判制度における無効理由・証拠等の追加の制限に関しては、現行の無効審判における平成10年法改正の趣旨を基本としつつ、不当な審理遅延を招かないことが明かな場合には、無効理由・証拠等の追加を例外的に許容。

迅速・的確な審理のための運用の改善

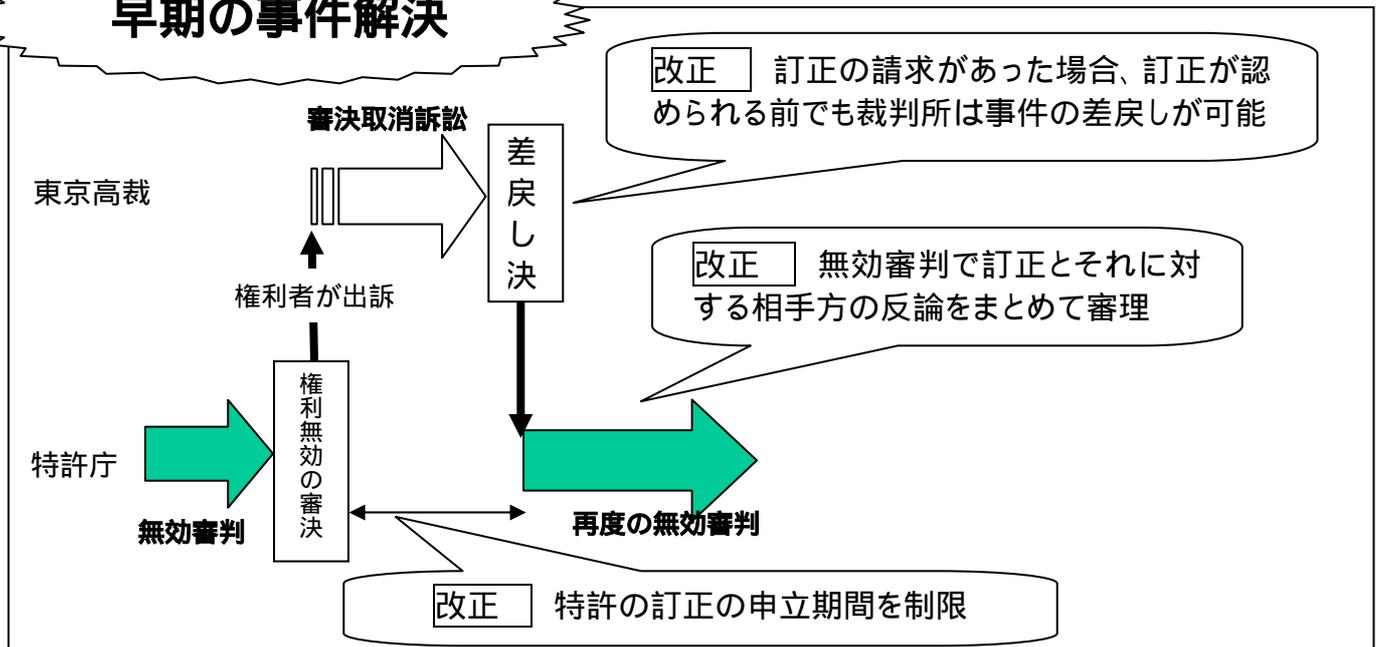
・ 審理の充実化・迅速化を図るため、口頭審理の実務の改善、計画審理の推進、当事者の応答期間の合理化等の運用改善に係る諸施策の検討。
 ・ 特許付与後の情報提供制度の導入の是非についての、制度ユーザーニーズを踏まえての検討。
 ・ 審査・審理の一層の充実による特許の有効性をめぐる紛争発生の未然防止。

(2) 特許権の有効性を争う事件の迅速な解決

現行 特許庁と裁判所との間で事件が長期化



早期の事件解決



審決取消訴訟についてのその他の改正

求意見・意見陳述制度

・新無効審判制度の審決取消訴訟において、特許庁による法令解釈や運用基準が問題になる場合や、審理充実のために専門官庁としての特許庁の見解が必要になる場合など、特許庁が訴訟に関与することを可能とする。

侵害訴訟と審判の連携体制の在り方

・侵害訴訟と無効審判との間の判断の相違の発生を一層減少させるとともに審判の審理の充実を図るために、両者間の連携体制と情報共有の拡充について検討する。

1. 知的財産の創造の推進大学等における知的財産創造の推進

(1) イ) 大学等に対する特許関連費用の取扱い

独立行政法人化する研究開発型特殊法人や法人化後の国立大学に係る適切な特許関連費用の在り方について、既存の独立行政法人に係る特許関連費用の取扱いも含めて検討を進め、2002年度中に結論を得る。(経済産業省、関係府省)

2. 知的財産の保護の強化

(1) 特許審査の迅速化等

) 2002年度中に、審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が予想される2005年度までの計画を策定する。2002年度以降、その実施等を通じて、審査の質を維持しつつ審査期間の長期化を防ぎ、短縮化に向けた取組を推進する。その際、より一層の効率化を図りつつ、必要な審査官の確保、先行技術調査の外部発注や専門性を備えた審査補助職員の積極的な活用等による審査体制の整備、加えて、企業啓発等による我が国の出願・審査請求構造の改革等の総合的な施策を講ずる。(経済産業省)

(1) 審判制度等の改革

) 審判制度を簡素化・合理化するとともに機能の充実を図るため、異議申立制度と無効審判制度の関係、訂正審判制度の在り方、審判と審決取消訴訟との関係等について検討し、2003年の通常国会に、所要の法案を提出する。(法務省、経済産業省)

) 侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関し、紛争の一次的解決を目指す方策も含め、紛争の合理的な解決を図るために、裁判手続の在り方を含め幅広い観点からの検討を行い、2004年末までに結論を得る。

(司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省)